



我孫子市告示第 3 1 号

令和 6 年度における労務報酬下限額を定めたので、我孫子市公契約条例（平成 2 7 年条例第 1 号）第 7 条第 3 項の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 2 0 日

我孫子市長 星 野 順一郎



我孫子市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号により定める額

労務報酬下限額	別表のとおり
---------	--------

別表

[単位：円（1時間当り）]

No.	職種	労務報酬下限額	No.	職種	労務報酬下限額
1	特殊作業員	2,760	26	高級船員	3,640
2	普通作業員	2,390	27	普通船員	2,940
3	軽作業員	1,680	28	潜水士	4,570
4	造園工	2,580	29	潜水連絡員	3,440
5	法面工	2,980	30	潜水送気員	3,370
6	とび工	3,150	31	山林砂防工	3,060
7	石工	3,140	32	軌道工	5,700
8	ブロック工	2,910	33	型わく工	2,890
9	電工	2,750	34	大工	2,870
10	鉄筋工	3,140	35	左官	3,030
11	鉄骨工	2,710	36	配管工	2,630
12	塗装工	3,110	37	はつり工	2,850
13	溶接工	3,180	38	防水工	3,300
14	運転手（特殊）	2,850	39	板金工	3,230
15	運転手（一般）	2,500	40	サッシ工	3,020
16	潜かん工	3,500	41	内装工	3,090
17	潜かん世話役	4,150	42	ガラス工	2,980
18	さく岩工	3,550	43	建具工	2,690
19	トンネル特殊工	3,480	44	ダクト工	2,650
20	トンネル作業員	2,930	45	保温工	2,610
21	トンネル世話役	3,850	46	設備機械工	2,640
22	橋りょう特殊工	3,310	47	交通誘導警備員A	1,830
23	橋りょう塗装工	3,350	48	交通誘導警備員B	1,600
24	橋りょう世話役	3,790			
25	土木一般世話役	3,000			

※ただし、労働者等の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する労働者及び年金等の受給のため労働の対価を調整している労働者の労務報酬下限額は、次のとおりとする。

労務報酬下限額	1,176円（1時間当り）
---------	---------------